

契約管財グループからのお知らせ

平成25・26年度物品購入等競争入札参加資格審査申請の受付

島原市が発注する物品購入および業務委託などの入札へ参加を希望する業者は、競争入札参加資格審査申請書の提出が必要です。入札参加申込要領および申請様式は、契約管財グループ契約検査班に備えつけているほか市ホームページからダウンロードすることができます。

▼登録有効期間 平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

▼注意事項 原則、本市からの工事および物品購入などの受注を希望する業者は、少額であっても有資格業者として本市に登録しておく必要があります

※現在、平成24・25年度の建設工事、建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務および地質調査業務などの競争入札参加資格審査申請についても随時受付をしていますので、該当すると思われる業者は申請書を提出してください

▼受付期間 2月1日(金)から2月28日(木)まで
▼提出方法 契約管財グループ契約検査班へ直接持参するか郵送してください

入札制度に関することは市ホームページで確認することができます。

また、入札様式も市ホームページからダウンロードすることができます。

▶島原市ホームページ

<http://www.city.shimabara.lg.jp/>

▶入札に関する問い合わせ先

契約管財グループ契約検査班
(〒855-8555 島原市上の町537番地 ☎63-1111 内線263)

平成25年度建設工事業者の格付における主観的審査事項が変わります

島原市の建設工事業者格付において、平成25年度から主観的審査事項に「消防団員雇用」および「防災協定締結」の2項目が追加されます。該当する業者は、次のとおり必要な書類を提出してください。

※平成25年度の格付に際し、最新の経営事項審査結果通知書が必要となります。まだ提出が済んでいない場合は、至急提出してください

▼消防団員雇用の有無

◎対象 市内に本社または支店などを有する業者
◎内容 平成25年2月1日において、代表者または1カ月以上雇用している従業員が本市消防団に所属している業者を対象に、その人数に応じて、すべての工種について付与点が増えられます

◎提出書類

・消防団員雇用報告書(主観点審査用)

・1カ月以上雇用していることが確認できる書類の写し

▼防災協定締結の有無

◎対象 市内に本社または支店などを有する業者
◎内容 平成25年2月1日において、本市と災害などの発生時における支援活動について定めた協定を締結している団体に加盟し、支援活動に一定の役割を担う業者を対象に、すべての工種について付与点が増えられます(ただし、複数の団体に加盟している場合でも付与点は一律です)

※防災協定については特に報告する必要はありません

▼受付期間 2月1日(金)から2月28日(木)まで

▼提出方法 契約管財グループ契約検査班へ直接持参するか郵送してください

島原の旬の話題を...

「メールマガジンしまばら」

市ではインターネットを利用した「メールマガジンしまばら」を発行しています。「メールマガジンしまばら」では、イベント・行事予定のほか市政情報、市長の思いや考えなどを掲載しています。

皆さんの登録をお待ちしています。



▶登録方法 市ホームページ内の登録専用ページ (<http://www.city.shimabara.lg.jp/mailmagazine/>) で登録してください

※画像が多いため、携帯電話での受信はおすすめできません

▶概要

- ・行事や市政情報、市長コラムなど
- ・月2回の発行

▶問い合わせ先

政策企画グループ秘書広報班
(☎63-1111 内線124)

